

## 地方創生Cポイント掲載店利用規約

### (目的)

第1条 本利用規約（以下「本規約」）は、株式会社スマイルリンク（以下「弊社」）が提供する地方創生Cポイント（以下「本サービス」）に関する地方創生Cポイント掲載店（以下「掲載店」）との間の権利義務関係を定めています。本サービスの利用に際しては、本規約の全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意いただく必要があります。

なお、本サービスは、「既存店舗が抱える問題点と働く人の理想を追求する」ことを目指して提供しています。掲載店の皆様におかれましては、本サービスを利用し地方創生Cポイントへ無料掲載することで、ポイントを有する利用者を集客、また店内新規登録者の他店舗への送客手数料の受け取りにより新たな収益源を確保し、それぞれの「人生」をより豊かにしていただければと思います。

### (掲載店申込み)

#### 第2条

- 1 掲載店が、本サービス上に提供するサービスの掲載を希望する場合、弊社申請書の提出又はサイト上の申込みページに入力し、必要事項を記載して申し込むものとする。
- 2 弊社は掲載店の申込みを審査し、申込みを承諾した時、本契約が成立するものとする。

### (届出事項)

#### 第3条

- 1 掲載店が第2条の申込みの際に届け出た内容に変更が生じた場合、掲載店は遅滞なくその旨を届けるものとする。
- 2 前項の届出を怠った結果、掲載店が不利益を被ったとしても弊社は一切その責任を負わないものとする。また、弊社からの通知等が不到達となっても、通常到達する時期に掲載店に到達したものとする。
- 3 弊社は、掲載店の届出変更内容を審査し、本サービスの利用を一時的に停止し、又は契約を解除することがある。

### (審査)

#### 第4条

- 1 掲載店は、審査方法を弊社に一任するものとし、審査により本サービスへの登録が認められない場合又は利用中において契約が解約となった場合でも不服を申し立てないものとする。
- 2 審査において、掲載店申込み時に提出した書類以外に、追加情報、資料及び書類等が必要となった場合、掲載店は当該情報、資料及び書類をすみやかに提出するものとする。

### (ポイント付与率・アイドルタイム割引・新規登録特典の設定)

#### 第5条

- 1 掲載店は、本サービスにおける利用者へのポイント付与率を設定することができる。  
(2%から10%)
- 2 掲載店は、本サービス利用者向けに、アイドルタイム割引及び新規登録特典を設定し、本サービスに掲示する。
- 3 掲載店は、地方創生Cポイント登録者が本サービスの利用を求めた場合、アイドルタイム割引、

ポイント付与、ポイント使用のサービスを提供しなければならない。

4 アイドルタイム割引の日時・数量・人数などを制限する場合は、その旨、本サービスに記載内容の依頼をするものとする。

5 アイドルタイム割引・新規登録特典について、弊社から不相当である旨の警告があった場合掲載店は速やかに変更する。弊社が提示した期日までに変更されない場合は、掲載を非公開とする。

(集客サービス利用料)

#### 第6条

1 掲載店が弊社に支払う集客サービス利用料は、本サービス利用者の売上金額の5%とする。

(送客手数料収益を8階層まで受け取り希望の場合は10%とする。)

2 掲載店と弊社との精算方法は掲載店利用契約条項のとおりとする。

(本サービスの一時停止及び解除)

#### 第8条

掲載店が次の各号のいずれかに該当する場合、弊社は、事前に通知することなく本サービスの全部又は一部の利用を一時停止また本契約を解除することができる。

①掲載店が階層権利付き集客サービス利用料を滞納したとき（一時停止）、または滞納が3ヶ月分以上となったとき（解除）。

②自らが振出した手形若しくは小切手が不渡りとなったとき、又は支払停止の状態に陥ったとき。

③銀行取引停止処分を受けたとき。

④第三者より仮差押え、仮処分、差押、強制執行若しくは競売の申立て又は公租公課の滞納処分を受けたとき。

⑤破産、特別清算、民事再生の手続若しくは会社更生の申立を受け、又は自らこれを申し立てたとき。

⑥解散、合併、減資又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。

⑦発行済み株式又は持分の過半数が第三者に取得されたとき。

⑧監督官庁より営業の取消し、停止等の処分を受けたとき。

⑨本契約に違反し、合理的な期間を定めて書面でその是正を求められたにもかかわらず、当該期間内にこれを是正しないとき。

⑩反社会的勢力に該当すると認められるとき、反社会的勢力がその経営に実質的に関与していると認められるとき、反社会的勢力を利用して認められるとき、反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき、自ら又は第三者を利用して詐欺的手法、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いたとき、その他これらに準ずる行為をしたとき。

(禁止事項)

#### 第9条

掲載店は以下の行為をしてはならない。

①本サービス利用者に対して、商品又はサービスについて過度の営業行為をすること。

③本サービス利用者に対し、政治、宗教、投資等への勧誘行為を行うこと。

(機密保持)

#### 第10条

掲載店及び弊社は、本契約期間中はもとより、本契約終了後5年間、本契約に関連して知り得た相手方の技術上・営業上その他業務上の機密及び個人情報等を、相手方の事前の書面による承諾がない限り、第三者に開示又は漏洩してはならず、また、本契約以外に使用してはならない。

(権利及び義務譲渡の禁止)

#### 第11条

掲載店及び弊社は、相手方の書面による承諾なくして、本契約に関連して発生する権利及び義務を第三者に譲渡し、担保の目的に供し、又は承継させてはならない。

(有効期限)

#### 第12条

本契約の有効期間は、本契約締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに掲載店又は弊社いずれからも書面による解約の意思表示がないときは、本契約は従前と同一の条件で自動的に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(損害賠償)

#### 第13条

掲載店又は弊社が本契約に違反して相手方に損害を与えた場合、損害を与えた者は相手方に対し、相手方が被った全ての損害（合理的な弁護士費用等を含む。）を速やかに賠償するものとする。

(本サービス提供の変更、一時停止又は終了)

#### 第14条

1 弊社が、次のいずれかの事由により、掲載店に対し事前に、又は緊急の場合は事後に通知し、本サービスの全部若しくは一部の提供を変更、一時停止または終了できるものとする。

(1)本サービスを維持するための保守点検などの作業を定期的又は緊急に行う場合

(2)本サービスを提供するシステムに故障などが発生した場合

(3)停電、火災、地震、台風その他の不可抗力により本モールの提供が困難になった場合

(4)その他、本モールの運用又は技術上の相当な理由がある場合

2 弊社は、掲載店に対し1ヶ月以上前に通知する事で、本サービスの全部または一部を終了できるものとする。

3 前2項により本サービスが変更、一時停止又は終了する場合、弊社は掲載店に対しいかなる責任も負わないものとする。

(解約)

#### 第15条

掲載店又は弊社は、1ヶ月前までに書面により相手方に通知することにより、本契約期間中いつでも本契約を解約することができる。

(協議)

#### 第16条

本契約に定めのない事項及び本契約の各条項に疑義が生じたときは、掲載店と弊社で協議し、信義誠実の原則に基づき円満に解決するものとする。

(管轄)

## 第17条

本契約に関する訴訟については、弊社の本社所在地を管轄する大阪地方裁判所を専属的合意管轄とする。

(本契約の内容の変更)

## 第18条

本契約は、多数の提携店舗と行う定型約款であり、取引の内容の一部（本契約本文部分）が画一的であることが当事者双方にとって合理的な取引であるため、その変更が相手方の一般的利益に適合し、契約した目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的な場合、弊社は、掲載店と弊社に対して事前に通知することなく本件契約内容を変更できるものとする。

なお、本条項による契約変更の場合は、事前にインターネットの利用、その他の適切な方法により周知するものとする。